



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 3 月 30 日 (月曜日) 号外 第 20 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

病院局企業管理規程

○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程	1
○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程	2
人事委員会規則	
○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	3
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	3
○扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	4
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	5
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6

教育委員会規則

○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則	7
○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	8
○宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則	8
○宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	8
教育長訓令	
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令	8
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則	10
○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	10
県議会告示	
○宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	11

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第 2 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類等) 第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当及び地域診療支援手当とする。 2～16 [略]	(特殊勤務手当の種類等) 第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当、 <u>地域診療支援手当及び診療応援手当とする。</u> 2～16 [略] 17 第1項に規定する診療応援手当は、 <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員が医師の欠員等のため他の県立病院で診療業務に従事したときに支給し、その額は、1日につき20,000円(診療業務に従事した時間が3時間未満の場合は10,000円)とする。</u>
17 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手	18 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手

当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当及び地域診療支援手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当、地域診療支援手当及び診療応援手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年3月30日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第3号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
	[略]					[略]			
4 分 娩（ べん ）料	診療時間内	[略]		1 [略] 2 「休日」とは、 <u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、1月3日から12月31日までの日をいう。</u>	4 分 娩（ べん ）料	診療時間内	[略]		1 [略] 2 「休日」とは、 <u>宮崎県の休日</u> を定める <u>条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日（ただし、土曜日を除く。）をいい、「平日」とは、休日及び土曜日以外の日をいう。</u>
	診療時間外	[略]				診療時間外	[略]		
	平日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分（土曜日は、午前8時30分）から午後10時まで	[略]				平日及び土曜日の午前6時から午後10時まで	[略]		
	平日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	[略]				平日及び土曜日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	[略]		
	[略]					[略]			
18	[略]				18	[略]			
	19 会議室使用料	県立延岡病院	休日	1室につき 午前 午後 30,000円	1 公立病院の医療提供に資する目的で、医療関係団体が使用する場合かつ病院長が認める場合		平日	1室につき	

19 [略]	午後 5時 15分 から 午後 10時 30分 まで	30,000円	<p>に限る。</p> <p>2 「休日」とは、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日を用い、「平日」とは、休日以外の日を用いる。</p> <p>3 「午前」とは午前8時30分から正午まで、「午後」とは正午から午後5時15分までを用いる。</p>
20 [略]			

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第6号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第9 医療職給料表(二)級別基準職務表		別表第9 医療職給料表(二)級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
5級	1～2 [略]	5級	1～2 [略]
	<u>3～9</u> [略]		<u>3 技師長の職務</u>
			<u>4～10</u> [略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第7号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 4 経験年数換算表（第 6 条関係）			別表第 4 経験年数換算表（第 6 条関係）		
経歴		換算率	経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）		その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	[略]	[略]	[略]
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下			
[略]	その他の期間	教育、医療に関する職務等の特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
		技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第 8 号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和 61 年宮崎県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 給与条例第5条の3第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額 130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 給与条例第5条の3第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額 130万円以上 <u>(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> <u>にあっては、年額 150万円以上)</u> の恒常的な所得があると見込まれる者</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第9号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則(令和7年宮崎県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																							
<p>附 則</p> <p>附則別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>支給地域</th> <th>級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東京都</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府中市</td> <td><u>3級地</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>附則別表2</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</td> <td>東京都府中市</td> <td><u>100分の15</u></td> </tr> <tr> <td>埼玉県さいたま市、千葉県千葉市</td> <td><u>100分の14</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</td> <td>福岡県福岡市</td> <td><u>100分の9</u></td> </tr> <tr> <td>千葉県柏市</td> <td><u>100分の7</u></td> </tr> <tr> <td>100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</td> <td>福岡県太宰府市</td> <td><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	支給地域	級地	[略]			東京都	[略]		府中市	<u>3級地</u>	[略]			100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	東京都府中市	<u>100分の15</u>	埼玉県さいたま市、千葉県千葉市	<u>100分の14</u>	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	福岡県福岡市	<u>100分の9</u>	千葉県柏市	<u>100分の7</u>	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	福岡県太宰府市	<u>100分の5</u>	[略]			<p>附 則</p> <p>附則別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>支給地域</th> <th>級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東京都</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府中市</td> <td><u>2級地</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>附則別表2</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</td> <td>埼玉県さいたま市、千葉県千葉市</td> <td><u>100分の13</u></td> </tr> <tr> <td>福岡県福岡市、千葉県柏市</td> <td><u>100分の8</u></td> </tr> <tr> <td>100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</td> <td>福岡県太宰府市</td> <td><u>100分の4</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	支給地域	級地	[略]			東京都	[略]		府中市	<u>2級地</u>	[略]			100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	埼玉県さいたま市、千葉県千葉市	<u>100分の13</u>	福岡県福岡市、千葉県柏市	<u>100分の8</u>	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	福岡県太宰府市	<u>100分の4</u>	[略]		
都道府県	支給地域	級地																																																						
[略]																																																								
東京都	[略]																																																							
	府中市	<u>3級地</u>																																																						
[略]																																																								
100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	東京都府中市	<u>100分の15</u>																																																						
	埼玉県さいたま市、千葉県千葉市	<u>100分の14</u>																																																						
100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	福岡県福岡市	<u>100分の9</u>																																																						
	千葉県柏市	<u>100分の7</u>																																																						
100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	福岡県太宰府市	<u>100分の5</u>																																																						
[略]																																																								
都道府県	支給地域	級地																																																						
[略]																																																								
東京都	[略]																																																							
	府中市	<u>2級地</u>																																																						
[略]																																																								
100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	埼玉県さいたま市、千葉県千葉市	<u>100分の13</u>																																																						
	福岡県福岡市、千葉県柏市	<u>100分の8</u>																																																						
100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	福岡県太宰府市	<u>100分の4</u>																																																						
[略]																																																								

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第5条の3関係)	別表第1(第5条の3関係)

組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合	
知事	[略]			知事	[略]			
部局	医療	[略]		部局	医療	[略]		
	職（二）	出先	[略]		職（二）	出先	[略]	
		機関	副所長、部長、課長、教授、主任専門員			[略]	機関	副所長、部長、課長、教授、技師長、主任専門員
		[略]				[略]		
	[略]			[略]				
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表		
	機関	職		機関	職
	[略]			[略]	
教育委員会	教育庁（教育事務所及びスポーツ指導センターを除く。）	副教育長 教育次長 課長 室長 課長補佐 教育政策課の専任主幹、主幹又は副主幹並びに人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事 教職員課の専任主幹、主幹又は副主幹並びに管理、給与・電算、 <u>人材育成又は学校人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事</u>	教育委員会	教育庁（教育事務所及びスポーツ指導センターを除く。）	副教育長 教育次長 課長 室長 課長補佐 教育政策課の専任主幹、主幹又は副主幹並びに人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事 教職員課の専任主幹、主幹又は副主幹並びに管理、給与・電算、 <u>採用・育成又は学校人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事</u>
	[略]			[略]	
備考	1・2 [略]		備考	1・2 [略]	
	3 この表の教育委員会の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐及び教職員課の業務担当補佐をいい、「教育政策課の専任主幹、主幹又は副主幹」とは、総務・委員会、企画調整又は人事の事務を掌理する専任主幹、主幹又は副主幹をいい、「人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事」とは、人事、給与又は服務についてその企画に関する事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任			3 この表の教育委員会の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐及び教職員課の業務担当補佐をいい、「教育政策課の専任主幹、主幹又は副主幹」とは、総務・委員会、企画調整又は人事の事務を掌理する専任主幹、主幹又は副主幹をいい、「人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事」とは、人事、給与又は服務についてその企画に関する事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任	

主事及び主事をいい、「教職員課の専任主幹、主幹又は副主幹」とは、管理、給与・電算、人材育成又は学校人事の事務を掌理する専任主幹、主幹又は副主幹をいい、「管理、給与・電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事」とは、管理、給与・電算、人材育成又は学校人事についてその企画に関する事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事をいう。

4 [略]

主事及び主事をいい、「教職員課の専任主幹、主幹又は副主幹」とは、管理、給与・電算、採用・育成又は学校人事の事務を掌理する専任主幹、主幹又は副主幹をいい、「管理、給与・電算、採用・育成又は学校人事の事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事」とは、管理、給与・電算、採用・育成又は学校人事についてその企画に関する事務に従事する専任主幹、専任副主幹、副主幹、専任主査、主査、専任主事、主任主事及び主事をいう。

4 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第2号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。 [略]</p> <p>学習研修課 教育支援課 (分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略]</p> <p>学習研修課 (1) [略] (2) <u>学校及び教育関係職員に係る教育課題に応じた研修に関すること。</u> (3) <u>学校経営に必要な資質能力の向上を図るための長期の研修に関すること。</u> (4) <u>教育関係職員の指導改善のための研修に関すること。</u> (5) [略] 教育支援課 (1) <u>教育関係職員の研修に係る総合調整に関すること。</u> (2)~(4) [略] (5) <u>学校における教育の情報化の支援に関すること。</u> (6) [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。 [略] 企画課 研修課 支援課 (分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 企画課 (1) <u>教育関係職員の研修に係る企画及び総合調整に関すること。</u> ○ (2) <u>学校及び教育関係職員に係る教育課題に応じた研修に関すること。</u> (3) <u>学校経営に必要な資質能力の向上を図るための長期の研修に関すること。</u> (4) <u>教育関係職員の指導改善のための研修に関すること。</u> 研修課 (1) [略] (2) [略] 支援課 (1)~(3) [略] (4) <u>学校における教育の情報化の支援及び研修に関すること。</u> (5) [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第3号

宮崎県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長への委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 教育に関する公益信託に関する事務のうち許可に関すること。</p> <p>(21)～(30) [略]</p>	<p>(教育長への委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 削除</p> <p>(21)～(30) [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第4号

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年宮崎県教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第5号

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年3月30日

宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成 7 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後							
別表第 1 の 2（第 3 条関係） 本庁共通専決事項						別表第 1 の 2（第 3 条関係） 本庁共通専決事項							
事務	事項	専決区分				担 当 リ ー ダ ー	事務	事項	専決区分				担 当 リ ー ダ ー
		副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐				副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐	
1 教育 委員会 に付議 しなけ ればな らな い 事項の 原案作 成に関 する事 務	[略]						[略]						
	(2) [略]						(2) [略]						
	(3) <u>教育に関する公益信託に関する事務のうち、許可に関すること。</u>	○					(3) [略]						
	(4) [略]												
[略]						[略]							
別表第 2（第 4 条関係） 本庁各課特定専決事項						別表第 2（第 4 条関係） 本庁各課特定専決事項							
課	事項	専決区分				課 長 補 佐	課	事項	専決区分				課 長 補 佐
		副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐				副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐	
5 教職 員課	(1) [略]						(1) [略]						
	(2) <u>県立学校職員の出張の承認に関すること。</u>												
	<u>ア 校長、副校長、教頭及び事務長の海外出張に係るもの</u>	○											
	<u>イ ア以外の職員の海外出張に係るもの</u>				○								
	(3) [略]						(2) [略]						
	(4) (3)のうち地方公務員法第55条第1項に規定する適法な交渉に係るもの				[略]		(3) (2)のうち地方公務員法第55条第1項に規定する適法な交渉に係るもの				[略]		
[略]						[略]							
別表第 3（第 5 条関係） 出先機関等専決事項						別表第 3（第 5 条関係） 出先機関等専決事項							

区分	事務	事項	区分	事務	事項
[略]			[略]		
県立学校長 共通専決事 項	1 職員の服 務等に関する 事務	(1) [略] (2) 職員の出張に関するこ と。 <u>ただし、職員の海外出張を 除く。</u> (3)~(13) [略]	県立学校長 共通専決事 項	1 職員の服 務等に関する 事務	(1) [略] (2) 職員の出張に関するこ と。 (3)~(13) [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
県立学校副 校長共通専 決事項（副 校長を置く 県立学校に 限る。）	1 職員の服 務等に関する 事務	(1) 職員（校長、副校長、教 頭及び事務長を除く。以下こ の項において同じ。）の出張 に関する事。 <u>ただし、職員 の海外出張を除く。</u> (2) [略]	県立学校副 校長共通専 決事項（副 校長を置く 県立学校に 限る。）	1 職員の服 務等に関する 事務	(1) 職員（校長、副校長、教 頭及び事務長を除く。以下こ の項において同じ。）の出張 に関する事。 (2) [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
署名	交番、駐在所等名称	位置	署名	交番、駐在所等名称	位置
[略]			[略]		
西都 警察 署	[略] 下三財駐在所	[略]	西都 警察 署	[略] 下三財駐在所	[略]
	上三財駐在所	同 大字上三財		[略]	[略]
高鍋 警察 署	[略] 新富交番	同 新富町大字上富田	高鍋 警察 署	[略] 新富交番	同 新富町富田南4丁 且
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(署長、副署長及び課長) 第41条 [略] 2～6 [略] 7 <u>佐土原町交番及び空港警備派出所</u> に所長を置き、警視又は警部をもって充てる。 8 <u>佐土原町交番所長及び空港警備派出所長</u> は、上司の命を受け、所管区域における警察事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 9 <u>佐土原町交番及び空港警備派出所</u> に副所長を置くことができ、警部をもって充てる。 10 <u>佐土原町交番副所長及び空港警備派出所副所長</u> は、所長を補佐し、所管区域における警察事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。	(署長、副署長及び課長) 第41条 [略] 2～6 [略] 7 空港警備派出所に所長を置き、警視又は警部をもって充てる。 8 空港警備派出所長は、上司の命を受け、所管区域における警察事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 9 空港警備派出所に副所長を置くことができ、警部をもって充てる。 10 空港警備派出所副所長は、所長を補佐し、所管区域における警察事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

県議会告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年3月30日

宮崎県議会議長 外 山 衛

宮崎県議会告示第2号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宮崎県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] (1)～(15) [略] (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u>	第3条 [略] (1)～(15) [略] (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

